



知っておきたい相続法改正 第3回

遺留分制度の見直しと 特別寄与の制度創設など

改正相続法の適用時期

新しい相続法は、段階的に施行されることになっていきます。第1回目で解説した自筆証書遺言の方式緩和に関しては今年1月から既に施行されていますし、前回説明した配偶者居住権については来年4月からの施行となります。この他に今年7月から施行されている規定や、2020年7月から施行される規定もあります。そこで今回は、今年7月から施行されている項目について説明します。

遺留分制度の見直し

「遺留分」とは、兄弟姉妹以外の相続人について、その生活保障を図る趣旨で、その最低限の取り分を確保する制度です。今回の改正により、遺留分を侵害された相続人

は、被相続人から多額の遺贈を受けた他の相続人に対して、遺留分侵害額に相当する金銭を請求することができますようになりました。遺留分及び遺留分侵害額については、

【図表1】の計算式によって算定します。

例えば、経営者であった被相続人（配偶者は既に死亡）が、事業を引き継いだ長男に事業用の土地建物（評価額1億円）を、既に嫁いだ長女に預金2千万円を相続させる旨の遺言を遺して亡くなったとします。遺言の内容に不満を持った長女が長男に対して遺留分侵害額である1千万円（1億円＋2千万円）×1/2×1/2＝2千万円を請求すると、事業用の土地建物について長男と長女の共有状態が生じることになります。それでも構わないのですが、もし土地建物を処分しなければならなくなった場合、共有者である長女の同意が得られるかどうかは不透明ですから、その意味で長男にとっては事業を営む上で不安定な権利関係になって

しまいます。

そこで、このような共有関係が生ずることを回避するために遺留分減殺請求によって生ずる権利は金銭債権とされることになりました。もちろん、この金銭債権については、長男が資金を用意して支払わなければなりませんから、事業承継もなかなか大



光田 周史

公認会計士・税理士

【こうだ・しゅうじ】

1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者をはじめ、京都市監査委員や立命館大学大学院の非常勤講師も務める。

【図表1】遺留分とその侵害額の計算

$$\text{遺留分} = \text{遺留分を算定するための財産の価額 (注1)} \times \frac{1}{2} \text{ (注2)} \\ \times \text{遺留分権利者の法定相続分}$$

$$\text{遺留分侵害額} = \text{遺留分} - \text{遺留分権利者の特別受益の額} - \text{遺留分権利者が相続によって得た積極財産の額} + \text{遺留分権利者が相続によって負担する債務の額}$$

(注1) 遺留分を算定するための財産の価額 = 相続時における被相続人の積極財産の額 + 相続人に対する生前贈与の額 (原則10年以内)

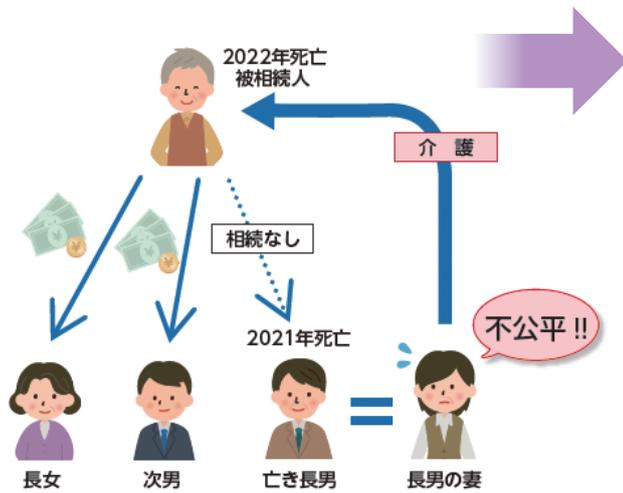
+ 第三者に対する生前贈与の額 (原則1年以内) - 被相続人の債務の額

(注2) 直系尊属のみが相続人である場合は3分の1

【図表2】 亡き長男の妻が、被相続人の介護をしていた場合

現行制度

相続人以外の者は、被相続人の介護に尽くしても、相続財産を取得することができない。

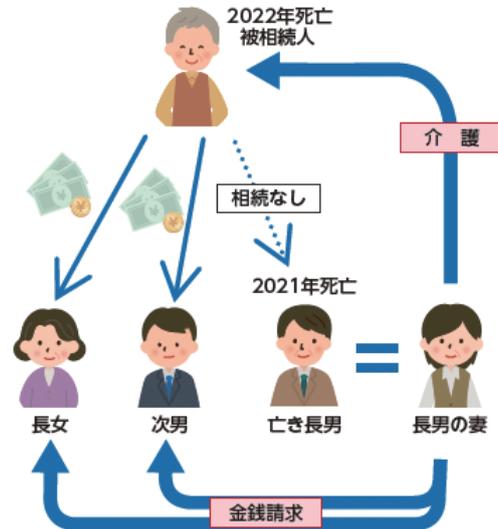


出典：法務省HPより転載。一部改編

改正によるメリット

相続開始後、長男の妻は、相続人（長女・次男）に対して、金銭の請求をすることができる。

→ 介護等の貢献に報いることができ、実質的公平が図られる。



特別寄与の制度の創設

遺産分割協議を進めていく中で、誰が被相続

変というわけです。

相続人の介護をしたかという話が必ず出ます。介護の負担が異なるのに、相続割合は兄弟で均等というところに不満が募るのでしょうか。

例えば、【図表2】のように献身的な介護をしたのは既に他界している長男の妻で、次男や長女は何もしていないかつたとすると、亡き長男の妻にも不満が生じます。ましてや、亡き長男の妻の場合は、相続人ではありませんから、どれだけ被相続人の介護に尽くしたとしても、相続財産を取得することはできないというのではなおさらです。

そこで、今回の改正により、亡き長男の妻は相続人である次男と長女に対して介護等の貢献への対価として金銭の請求ができることになりましたので、実質的な公平が図られたといえます。ただし、亡き長男の妻は相続人ではないため、遺産分割協議に加わることとはできず、現行法と同様、相続人だけで分割協議を行うことを前提に相続人に対する金銭請求を認めるという建て付けになっています。

預貯金の払戻し制度の創設

預貯金が遺産分割の対象となる場合に、各相続人は、遺産分割が調う前であつても、一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができるようになりました。

実は、3年ほど前に最高裁判所が、相続された預貯金債権は遺産分割の対象財産となり、相続人による単独での払戻しができ

ないことを明確にする決定をしました。従来の金融機関の実務を追認する決定とはいえ、相続人にとって、当座の葬儀費用や生活費に充てるために被相続人の預金を払戻すことは法律的にもできなくなったというわけです。

しかし、分割協議が調うまでにかかなりの時間を要したり、協議そのものが調わない場合も少なくないことから、相続人の資金需要にどのように応えるかが課題となりました。

そこで、今回の改正で遺産分割協議が調う前に預貯金の払戻しを認める制度として、①家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める方策と②家庭裁判所の判断を経て預貯金の仮払いを得る方策の、2つの方策が設けられました。①の方策については限度額が定められていることから、小口の資金需要に対応し、限度額を超える比較的大口の資金需要がある場合については②の方策を用いることとなります。制度の詳細については次回にお話しします。

婚姻期間が20年以上の夫婦への福音

婚姻期間が20年以上である夫婦間で居住用不動産の遺贈又は贈与がされた場合でも遺産分割において配偶者の相続分に不利益が生じないようにする改正が行われましたが、これについても詳しくは次回お話しします。